

川西市展の特別賞が決定

KAWANISHI ART EXHIBITION
SPECIAL AWARD 2024

1月30日～2月3日にキセラ川西プラザで開催した市展の特別賞3作品が決定。

青木賞（市長賞）には洋画部門から渡辺良子さんの「冬陽に遊ぶ」、平通賞（議長賞）には彫刻・立体造形部門から神山美登里さんの「将来の世を憂い想う」が選ばれました。

各賞は市ゆかりの青木大乗、平通武男両画伯にちなんで設けられています。

また、川西市美術協会賞にはU18 絵画部門から木谷音野子さんの「子守」が選ばれました。



▲青木賞（市長賞）
渡辺良子さん「冬陽に遊ぶ」



▲平通賞（議長賞）
神山美登里さん「将来の世を憂い想う」



▲市美術協会賞
木谷音野子さん「子守」

問い合わせ 文化・観光・スポーツ課 ☎ 072(740)1106

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行されます。

今までは、現在自分の住んでいる地域が本籍地ではない場合、本籍地の市区町村へ問い合わせ、戸籍証明書などを請求する必要があります。しかし、国と市区町村の戸籍システムが連携したことで、戸籍謄本などの証明書の発行手続きが便利になりました。

詳しくは市ホームページか市民課で確認してください。



同制度では、本人などが窓口で請求する必要があります（郵送や代理人による請求は不可）。窓口に来た人の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。コンピューター化されていない戸籍証明書は請求できません。

【その他】
戸籍届（婚姻届・養子縁組・転籍届など）を本籍地以外の市区町村の窓口へ届ける場合、従来は戸籍証明書などを添付する必要がありました。

3月からは届出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することが可能になるため、戸籍証明書などの添付が不要になります。

本籍地でなくても戸籍証明書が取得可能に



改正前と改正後の戸籍証明書請求先

請求区分	請求する戸籍謄本など	改正前	改正後
本人等請求	本人	本籍地の市区町村のみ請求可	窓口：本籍地以外の市区町村でも請求可 郵送：本籍地の市区町村のみ請求可
	配偶者		
	直系尊属（父母や祖父母など）		
	直系卑属（子や孫など）		
第三者請求	兄弟姉妹	本籍地の市区町村のみ請求可	
	おじ・おば		
	親族以外の第三者		

3月下旬から窓口が混み合います

転入・転出届の提出など手続きは余裕を持って

引っ越しなどで年度末は窓口が混雑します

3月下旬～4月上旬は、入学や就職、転職などに伴う引っ越しの手続きで窓口が大変混み合います。住所変更や印鑑登録、証明書発行など手続きの際は時間に余裕を持って来庁してください。

住所変更の際は異動手続きを忘れずに

引っ越しで住所を変更する人は、住民票の異動の届け出が必要です。引っ越し前の市区町村で転出届を、引っ越し後

の市区町村で転入届を提出してください。なお、マイナンバーカードの交付を受けている人は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届や、転入（転居）の来庁予定連絡が可能です。いずれも転入（転居）した日から14日以内に届け出が必要です。手続きには、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参してください。

手続き方法など詳しくは市ホームページか市民課で確認してください。



問い合わせ 市民課 ☎ 072(740)1165

パブリックコメントを実施

寄せられた意見と市の検討結果を公表します

令和5年12月～6年1月に実施した第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画（案）など4案へ寄せられた意見と市の検討結果を公表します。

市ホームページに掲載する他、各担当課、市役所2階の市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館、各

コミュニティセンター、パレットかわにし、中央図書館などで閲覧できます（氏名などの個人情報は公表しません）。

詳しくは、各担当課（下表参照）か市ホームページへ。

寄せられた意見数と問い合わせ先

計画案	意見数	公表期間	問い合わせ先
第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画(案)	10件	3月27日(水)まで	参画協働課 ☎ 072(740)1600
第4次川西市ジェンダー平等推進プラン(案)	4件		人権推進多文化共生課 ☎ 072(740)1150
川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）(案)	9件		介護保険課 ☎ 072(740)1148
川西市一般廃棄物処理基本計画(案)	4件	3月6日(水)～4月4日(木)	美化推進課 ☎ 072(744)1124

問い合わせ 各担当課へ